

令和元年度第9回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	令和元年12月26日 午後1時30分							
閉会日時	令和元年12月26日 午後3時40分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (17名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄				
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (2名)	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘				
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	6	今里 誠一	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹		三井楽：野口作実係長		岐 宿：月川美香主査		玉之浦：平田華子主事	

議 題	件 名	結 果
議案第 51 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
議案第 52 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 53 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消について	可 決
議案第 54 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 55 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
議案第 56 号	保安林指定に係る農業委員会の意見について	可 決
議案第 57 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決
議案第 58 号	農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について	可 決

上  
程  
案  
件  
及  
び  
処  
理  
結  
果

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和元年度第 9 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、11 番谷川基晴委員、12 番奈留敏弘委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 9 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。なお 1 番と 2 番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

3 ページをご覧ください。

議案第 51 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 2 筆、3 筆合計 2,805 m<sup>2</sup>

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

借受理由： 借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 1 年間の使用貸借

2 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 1 筆、2 筆合計 3,553 m<sup>2</sup>

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

借受理由： 借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 1 年間の使用貸借

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

○ 〇〇委員

1 年間の使用貸借で成せるものですかね。

□事務局

本人は 1 年以内に中間管理機構を通しての借り受けをしたいとの希望があって 1 年間にしますということでした。

○ 〇〇委員

そういう意味での 1 年間なんですね。分かりました。

○議長

では、採決いたします。議案第 51 号の 1 番と 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 1 番外 1 件は許可されました。

○議長

次に、議案第 51 号の 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 田、外田 3 筆、4 筆合計 12,447 m<sup>2</sup>  
譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 会社員兼農業  
譲渡人： ○○町○○ ○○番地第○○ ○○○○ 農業  
譲受理由： 母から譲り受けて引き続き耕作する。  
譲渡理由： 後継者の息子に譲り渡す。  
契約内容： 贈与

次に、12 月 18 日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 51 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 3 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 51 号の 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4 番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑 1 筆 190 m<sup>2</sup>  
譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 養殖業兼農業  
譲渡人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 無職  
譲受理由： 耕作に便利のため譲り受けて耕作管理する。  
譲渡理由： 高齢により耕作管理できないので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価○○円

次に、12月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第51号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって4番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の5番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆 620㎡

譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 養殖業兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員

譲受理由： 譲り受けて営農規模を拡大する。

譲渡理由： 耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価〇〇円

次に、12月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第51号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって5番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

6番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆 785㎡

譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 会社役員  
譲受理由： 譲り受けて営農規模を拡大する。  
譲渡理由： 業務が多忙により耕作管理できないので譲り渡す。  
契約内容： 贈与

次に、12月18日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第51号の6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって6番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の7番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

7番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 畑1筆 710㎡

譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 会社員兼農業

譲渡人： ○○府○○市○○ ○○丁目○○番地 ○○○○ 無職

譲受理由： 譲り受けて営農規模を拡大する。

譲渡理由： 市街に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価○○円

次に、12月18日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第51号の7番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって7番は許可されました。

○議長

次に、議案第 51 号の 8 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

8 番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑 1 筆 2 筆合計 1,730 m<sup>2</sup>  
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇兼農業  
譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職  
譲受理由： 譲り受けて規模拡大を図る。  
譲渡理由： 高齢により離農しているので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価 2 筆合計〇〇万円

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 51 号の 8 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。  
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 8 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 51 号の 9 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

9 番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外田 2 筆 3 筆合計 5,926 m<sup>2</sup>  
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 団体職員兼農業  
譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職  
譲受理由： 譲り受けて規模拡大を図る。  
譲渡理由： 高齢により離農しているので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価 3 筆合計〇〇円

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 51 号の 9 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。  
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって9番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の10番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

10番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆 1,933㎡  
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業  
譲渡人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職  
2人の共有名義となっておりますので〇〇〇〇持分6分の5を全部譲り渡す。  
譲受理由： 譲り受けて規模拡大を図る。  
譲渡理由： 高齢により離農しているので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価〇〇円

次に、12月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

○ 〇〇委員

残りの6分の1は200㎡あるかないかですか。

□事務局

いえ。あくまでも持ち分という権利の部分なので、面積ではなく権利が6分の5と6分の1に分かれて、お2人の名義になっているということです。

○議長

作付けは全部するらしいです。

□事務局

名義上の話です。

○事務局長

名義は別の方？

□事務局

別の方です。2人のうちの1人分の方を譲ってもらうということになりました。登記簿上も新しく譲り受ける方と今までの共有名義の方の2人の名前で6分の5と6分の1ずつになると思います。

○議長

他にありませんか。では、採決いたします。議案第51号の10番を許可することにご賛

成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって10番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の11番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

11番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 田1筆 2,671㎡  
譲受人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 団体職員兼農業  
譲渡人： ○○町○○ ○○番地 ○○○○ 無職  
2人の共有名義となっておりますので○○○○持分6分の5を全部譲り渡す。  
譲受理由： 譲り受けて規模拡大を図る。  
譲渡理由： 高齢により離農しているので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価○○円

次に、12月18日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

私の方で補足します。○○○○と○○○○は親子です。○○さんとは親戚同士です。そういう形で売買をしたということですのでよろしくお願いします。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第51号の11番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって11番は許可されました。

○議長

次に、議案第51号の12番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

12番 土地の所在地：○○町○○ ○○番 田、外田2筆畑4筆、7筆合計5,793㎡  
譲受人： ○○町○○ ○○番 ○○○○ 地方公務員  
譲渡人： ○○市○○町○○番○○号 ○○○○ 無職  
譲受理由： 退職が近まり、当該地を譲り受けて農業経営規模を拡大する。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。  
契約内容： 売買 対価 7 筆合計〇〇円

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 51 号の 12 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。  
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 12 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 52 号 農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見についての 1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7 から 8 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

9 ページをご覧ください。議案第 52 号の 1 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 72 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、事業併用地を含め〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、境界周囲には、石積の擁壁が設置されており、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣農地とは、建物を平屋建てと高さを加減し、十分な距離を確保することにより、日照・通風・営農等影響はないと思われます。また、隣接する同町〇〇番 雑種地 357 m<sup>2</sup>を事業併用地として使用します。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 52 号の 1 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 52 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 52 号の 1 番について、当協議会は去る 12 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 52 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、本案は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 52 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号の 1 番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消に関する参照条文を説明します。10 ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）

第 16 条 総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

11 ページをご覧ください。

本案件につきましては、11 月の第 8 回総会において可決いただきました基盤強化促進法による利用権設定の案件でございます。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田 1 筆 3,611 ㎡

取消の理由としましては、所有者がこれまでと同じ借受人と契約をする予定であったが、別人に新規で貸し付けたいと、所有者より取消の申し出があり、今回の議案とさせていただくものであります。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。12、13 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件

を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

14 ページをご覧ください。本日も審議いただき農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 23 筆、畑 162 筆の計 185 筆で、面積が 346,872 ㎡。所有権移転につきましては、田 6 筆、畑 13 筆の計 19 筆で、面積が 24,250 ㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

15 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者： 〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑 2 筆 7,445 ㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。

以上、1 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 54 号 利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、利用権設定の2番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑2筆 1,358㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。

以上、2番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第54号 利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号 利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第54号 利用権設定の3番1から47番2、所有権移転の48番から53番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
利用権を設定する土地： 畑1筆  
3番2 〇〇〇〇 畑1筆  
3番3 〇〇〇〇 畑4筆  
3番4 〇〇〇〇 畑1筆  
3番5 〇〇〇〇 畑1筆  
3番6 〇〇〇〇 畑1筆  
3番7 〇〇〇〇 畑2筆

3番8 ○○○○ 畑2筆  
以上、3番1から3番8の面積合計は畑13筆 31,091 m<sup>2</sup>  
すべて新規で、契約内容は3番1、3番2、3番3、3番5が賃貸借権、その他が  
使用貸借権となっております。3番各号につきましては中間管理事業によるも  
のです。

4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する者： ○○○○  
利用権を設定する土地： 畑6筆

4番2 畑1筆  
以上、4番1、4番2の面積合計は畑7筆 16,986 m<sup>2</sup>  
すべて更新で、契約内容は4番1が転貸、4番2が賃貸借権となっております。

続いて5番1から35番までは、利用権を設定する者が同一であるため、省略してご説明  
させていただきます。

5番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑3筆

5番2 畑6筆  
以上、5番1、5番2の面積合計は畑9筆 19,235 m<sup>2</sup>  
すべて更新で、契約内容は5番1が賃貸借権、5番2が転貸となっております。

6番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑2筆

6番2 畑12筆  
以上、6番1、6番2の面積合計は畑14筆 31,192 m<sup>2</sup>  
14筆のうち13筆が更新、1筆が新規で、契約内容は6番1が賃貸借権、6番2  
が転貸となっております。

7番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑1筆 3,388 m<sup>2</sup>  
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑5筆

8番2 畑3筆  
以上、8番1、8番2の面積合計は畑8筆 18,355 m<sup>2</sup>  
すべて更新で、契約内容は8番1が転貸、8番2が賃貸借権となっております。

9番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑4筆

9番2 畑1筆  
以上、9番1、9番2の面積合計は畑5筆 12,739 m<sup>2</sup>  
すべて更新で、契約内容は9番1が転貸、9番2が賃貸借権となっております。

10番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
利用権を設定する土地： 畑1筆 1,249 m<sup>2</sup>  
更新で、契約内容は転貸となっております。

11番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
利用権を設定する土地： 畑3筆 3,280 m<sup>2</sup>  
更新で、契約内容は転貸となっております。

12番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

- 利用権を設定する土地： 畑3筆 6,594㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 13番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑1筆 1,159㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 14番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑3筆
- 14番2 畑6筆
- 以上、14番1、14番2の面積合計は畑9筆 15,557㎡  
9筆のうち6筆が更新、3筆が新規で、契約内容は14番1が賃貸借権、14番2が転貸となっております。
- 15番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑3筆 12,785㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 16番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑2筆 2,624㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 17番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑1筆 2,159㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 18番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑4筆 6,679㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 19番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑1筆 1,882㎡  
新規で、契約内容は転貸となっております。
- 20番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑3筆 5,481㎡  
新規で、契約内容は転貸となっております。
- 21番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑1筆 1,653㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 22番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑2筆 4,970㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 23番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑2筆 70㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 24番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑1筆 1,552㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 25番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑2筆 3,417㎡  
更新で、契約内容は転貸となっております。
- 26番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

- 利用権を設定する土地： 畑3筆 5,139 m<sup>2</sup>  
 3筆のうち2筆が新規、1筆が更新で、契約内容は転貸となっております。
- 27番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する土地： 畑1筆
- 27番2 畑9筆  
 以上、27番1、27番2の面積合計は畑10筆 17,477 m<sup>2</sup>  
 10筆のうち9筆が更新、1筆が新規で、契約内容は27番1が賃貸借権、27番2が転貸となっております。
- 28番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する土地： 畑7筆 7,362 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 29番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する土地： 畑5筆
- 29番2 畑1筆  
 以上、27番1、27番2の面積合計は畑6筆 5,097 m<sup>2</sup>  
 すべて更新で、契約内容は29番1が転貸、29番2が賃貸借権となっております。
- 30番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する土地： 畑1筆 2,267 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 31番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する土地： 畑2筆 3,867 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 32番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する土地： 畑3筆 4,157 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 33番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する土地： 畑2筆
- 33番2 畑1筆  
 以上、33番1、33番2の面積合計は畑3筆 3,523 m<sup>2</sup>  
 すべて更新で、契約内容は33番1が賃貸借権、33番2が転貸となっております。
- 34番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する土地： 畑5筆 7,483 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 35番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する土地： 畑1筆 1,389 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は転貸となっております。
- 36番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 畑1筆
- 36番2 〇〇〇〇 畑2筆
- 36番3 〇〇〇〇 畑1筆
- 36番4 〇〇〇〇 畑1筆

- 36 番 5 ○○○○ 外 2 名 畑 3 筆  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 36 番 6 ○○○○ 畑 2 筆
- 36 番 7 ○○○○ 畑 1 筆
- 36 番 8 ○○○○ 畑 1 筆  
 以上、36 番 1 から 36 番 8 の面積合計は畑 12 筆 18,597 m<sup>2</sup>  
 36 番 5 が新規、その他が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 37 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○ 外 2 名  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 利用権を設定する土地： 畑 2 筆 5,252 m<sup>2</sup>  
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 38 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○ 外 3 名  
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。  
 利用権を設定する土地： 畑 3 筆
- 38 番 2 ○○○○ 畑 1 筆  
 以上、38 番 1、38 番 2 の面積合計は畑 4 筆 12,151 m<sup>2</sup>  
 すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 39 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 畑 2 筆 4,815 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 40 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田 2 筆 1,492 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 41 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田 2 筆 4,457 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 42 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田 9 筆 12,086 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 43 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 1,578 m<sup>2</sup>  
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 44 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○  
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 2,198 m<sup>2</sup>  
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 45 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手  
 利用権を設定する者： ○○○○

- 利用権を設定する土地： 田4筆、畑1筆 8,394㎡  
 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 46番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 田1筆 2,472㎡  
 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 47番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇  
 利用権を設定する土地： 田2筆
- 47番2 〇〇〇〇 田1筆  
 以上、47番1、47番2の面積合計は田3筆 1,891㎡  
 すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。

- 48番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 畑3筆 1,731㎡  
 契約内容は贈与となっております。
- 49番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 田3筆、畑6筆 10,914㎡  
 契約内容は売買で対価は9筆合計〇〇万円となっております。
- 50番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 畑2筆 2,607㎡  
 契約内容は売買で対価は2筆合計〇〇万円となっております。
- 51番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 畑2筆 3,067㎡  
 契約内容は売買で対価は2筆合計〇〇万円となっております。
- 52番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 田1筆 1,956㎡  
 契約内容は売買で対価は〇〇万円となっております。
- 53番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇  
 所有権を移転する土地： 田2筆 3,975㎡  
 契約内容は売買で対価は2筆合計〇〇万円となっております。

以上、3番1から53番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 54 号 利用権設定の 3 番 1 から 47 番 2、所有権移転の 48 番から 53 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 利用権設定の 3 番 1 外 69 件、所有権移転の 48 番外 5 件は原案のとおり可決されました。

○議長

ここで休憩します。

○議長

次に、議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。32 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 54 号 3 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

○議長

それでは、議案第 55 号の 1 番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

議案についてご説明いたします。33 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 2,604 m<sup>2</sup>  
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。  
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 55 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見に決しました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 55 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番 1 から 4 番 2 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑 1 筆  
2 番 2 畑 1 筆  
2 番 3 畑 4 筆  
2 番 4 畑 1 筆

以上、2 番 1 から 2 番 4 の面積合計は畑 7 筆 13,037 m<sup>2</sup>

契約内容は、2 番 1 から 2 番 3 が賃貸借権、2 番 4 が使用貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 3,867 m<sup>2</sup>  
契約内容は、使用貸借権となっております。

4 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑 2 筆  
4 番 2 畑 2 筆

以上、4 番 1、4 番 2 の面積合計は畑 4 筆 11,583 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、2 番 1 から 4 番 2 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上で

す。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 55 号 農用地利用配分計画に対する意見について、2 番 1 から 4 番 2 については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番 1 外 6 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 56 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

35 ページをお開き下さい。議案第 56 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、事務手続きについて、ご説明いたします。

1. 保安林の指定は、その権限の有する農林水産大臣又は都道府県知事が必要を認めれば指定することができる。
2. 保安林は森林を対象として指定することとされている。
3. 森林法第 2 条には、森林とは『木竹が集団して育成している土地及び、その土地にある立木竹及び立竹の集団的な生育に供される土地』と規定されている。
4. 地目が田畑であっても、その土地が現況において林叢状態を呈している等、森林として利用されている状態にあれば、森林法上の森林ということができるとなっており、保安林に指定することは可能とされる。
5. 現況が森林状態を呈している土地で地目が田畑となっているかどうかを参考にする外、あらかじめ農業委員会の意見を聞いて手続きを進めることが適当であるとなっている。

36 ページをお開き下さい。今回、保安林指定に係る意見について、令和元年 11 月 19 日付けで五島振興局長より、〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番の一部の農地について照会がありましたので、12 月 18 日に現地確認を行っております。なお、所有者からの承諾書も添付されております。また、今回の保安林の種別は土砂流出防備保安林となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 56 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 56 号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 56 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、当協議会は去る 12 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 56 号

所 在：○○町○○字○○ ○○番

面 積：599 m<sup>2</sup>の一部 16 m<sup>2</sup>

上記の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。

以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 56 号に対する地区協議会会長報告は、保安林指定については支障なし、との意見であります。地区協議会会長報告のとおり、農業委員会の意見については、保安林指定について支障なしとの意見とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 保安林指定に係る農業委員会の意見については、支障なしとの意見とすることに決しました。

○議長

次に、議案第 57 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 57 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。37 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。38 から 41 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 3 筆、畑 51 筆、合計面積は 33,219 m<sup>2</sup>となっております。

ります。4月からの累計は、田28筆、畑229筆、樹園地5筆で合計面積は190,745㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第57号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第58号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案上程の趣旨を説明いたします。

全国農業会議所会長及び県農業会議会長より、農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図るため、「法令遵守の申し合わせ決議」を実施してほしい旨の通知および依頼が来ております。

今年の10月に他県において農業委員会の会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したのを受けて、11月の全国農業委員会会長代表者集会では、「農業委員会の委員等の綱紀保持等に関する申し合わせ決議」がなされております。

これを受けて、五島市農業委員会においても法令遵守による公正・公平職務遂行、農地転用制度の適正な執行に努めるためにも決議の実施を行い、注意喚起及び綱紀保持の姿勢を強く打ち出していきたいと考えております。

それでは、申し合わせ決議の内容について読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

○議長

質疑を行います。

この件については、11月にあった全国農業委員会会長代表者集会の中で、1月までに申し合わせ決議を全国の各農業委員会で行ってくださいとの依頼がありました。それをふまえて、五島の農業委員会も申し合わせ決議をしたいということで出した議案であります。よろしくお願いいたします。

○〇〇委員

「研修等を実施すること」と掲げてありますが、今後、研修等をやっていくわけですか。それともこの文面だけですか。

○議長

年1回はこれについての農業会議からの通知が来ると思うんですけど、短時間で終わる研修等を行いたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○〇〇委員

お金をもらって許可を出すというのは当然だめなんだろうけど、どこらへんまでいいのかという疑問があります。

○議長

それも含めて農業会議と相談しますので、そのあとに皆さんに報告したいと思います。

○事務局長

ちゃんとした基準で判定したのであれば問題ないと思いますが、曲げて審査すればいろいろな問題が出てくる。通常の今までのような審査内容であれば問題ないです。

○〇〇委員

今までは五島市は（問題が）なかったということでもよろしいでしょうか。

○議長

はい。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第58号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、会長職務代理者の辞任及び辞任に伴う互選について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

令和元年12月11日付けで、〇〇〇〇委員より一身上の都合により会長職務代理者の職を辞任したいと届出がありましたので、辞任及び辞任に伴う互選についてお諮りいたします。

○議長

私の方からも補足します。〇〇さんからだいぶ前に体調が悪い、回復の見込みがないと相談がありました。病院でも会いました。それも含めて、7月までの会長職務代理者を交代させてください、委員も含めて辞めさせてくださいと事務局の方にも伝えていると。しかし、次期をお願いする段階なので、〇〇さんにも7月までは委員として地区協議会等には参加してくださいと、今回については会長職務代理者だけ代えさせてくださいと、本人ともお話しをお願いしております。今日も病院でリハビリの先生とどうしても会わなければならないということで欠席となっております。

そういうことで会長職務代理者の変更を決めさせてもらってもいいですか。

○全委員

はい。

□事務局

それでは、「会長職務代理者の互選」についてご説明いたします。

「農業委員会等に関する法律」第5条第5項において、「会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されております。その互選の方法につきましては、会長の互選の方法と同じで、選挙による方法と、指名推薦による方法、どちらの方法で互選するか、協議をお願いいたします。なお任期につきましては、令和2年7月31日までとなります。以上です。

○議長

ここでしばらく休憩して、協議に入りたいと思います。

○議長

お諮りいたします。協議の結果をお知らせいたします。協議の結果、〇〇〇〇委員を推薦するという形になりました。ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

それでは、互選の結果、会長職務代理者は〇〇〇〇委員とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、〇〇〇〇委員が会長職務代理者に選任されました。

○議長

ただいま会長職務代理者に選任されました〇〇〇〇委員に就任のあいさつをお願いいたします。

○ 〇〇委員

来年の7月までよろしくお願いいたします。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地利用状況調査の結果について
4. 土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
5. 非農地証明書交付願について
6. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第9回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3時 40分 閉会＝